3．信託業を営む者等のうち、信託業法第４条第１項、第８条第１項（同法第52条第２項において準用する場合を含む。）、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項、第39条第２項若しくは第50条の２第３項の申請書又は同法第12条第１項若しくは第２項（同法第50条の２第12項又は第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書きで併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第69条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、当該届出書に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十六号記載上の注意中２．を３．とし、１．を２．とし、１．として次のように加える。

１．法第188条第１項の登録申請書又は法第191条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十七号記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．法第188条第１項の登録申請書又は法第191条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

２．「該当事由」は、法第192条第１項各号に掲げる事項のうち、該当する事由を記載すること。

別紙様式第十八号の「執行役員名　　印」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第188条第１項の登録申請書又は法第191条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十八号(4)中記載上の注意を次のように改める。

（記載上の注意）

１．「執行役員の異動状況」及び「監督役員の異動状況」は、当期中に異動があった者を記載すること。

２．法第188条第１項の登録申請書又は法第191条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「前任者名」又は「新任者名」に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第十九号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第188条第１項の登録申請書又は法第191条第１項の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「執行役員名」に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

（信託業法施行規則の一部改正）

第十四条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項、第８条第１項（法第52条第２項において準用する場合を含む。）、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項、第39条第２項若しくは第50条の２第３項の申請書又は法第12条第１項若しくは第２項（法第50条の２第12項又は第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第四号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項、第８条第１項（法第52条第２項において準用する場合を含む。）、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項、第39条第２項若しくは第50条の２第３項の申請書又は法第12条第１項若しくは第２項（法第50条の２第12項又は第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第五号及び別紙様式第六号の「申請します。」の次に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項、第８条第１項（法第52条第２項において準用する場合を含む。）、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項、第39条第２項若しくは第50条の２第３項の申請書又は法第12条第１項若しくは第２項（法第50条の２第12項又は第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。

別紙様式第七号及び別紙様式第八号に次のように加える。

（記載上の注意）

法第４条第１項、第８条第１項（法第52条第２項において準用する場合を含む。）、第36条第２項、第37条第２項、第38条第２項、第39条第２項若しくは第50条の２第３項の申請書又は法第12条第１項若しくは第２項（法第50条の２第12項又は第52条第３項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「代表者の氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。